

兵庫県海岸保全基本計画変更委員会
意見と対応について

令和8年2月10日

兵庫県

目次

1. 第1回委員会（全沿岸）の意見と対応・・・・・・・・・・ p.1
2. 第2回委員会（大阪湾・但馬沿岸）の意見と対応・・・・ p.5
3. 第3回委員会（播磨・淡路沿岸）の意見と対応・・・・ p.9



1. 第1回委員会（全沿岸）の意見と対応

■令和6年10月29日 第1回兵庫県海岸保全基本計画変更検討委員会を開催

■大阪湾、但馬、播磨、淡路沿岸の全沿岸を対象として海岸保全基本計画の変更について審議

沿岸	意見内容	該当項目	対応
全沿岸	①海岸保全基本計画の変更にあたっては、防護だけでなく環境・利用もあわせて議論する必要がある。藻場の形成につながる緩傾斜護岸の整備など、環境にも配慮してほしい。漁業者にも様々な意見があるので、それを汲み取る機会を設けて欲しい。	3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	本文の追記
全沿岸	②気候変動によって県民が利用する海岸がどのように変化するかを見た上で、対応を今後議論していくことが必要。	1-3-1(2) 海岸の防護に係る課題	本文の追記
全沿岸	③気候変動への対応として、背後地の安全・安心を確保する防護をベースとして、環境・利用への配慮をするよう考えていく方向性が良いのではないかと。	基本的な考え方として共有	
全沿岸	④今の防護レベルを維持もしくは改善していくために、将来どのような姿を描く必要があるか。当然、利用や環境に配慮した形で、将来の安全・安心、我々の豊かな暮らしを守るための議論をしたい	基本的な考え方として共有	
全沿岸	⑤海岸法は、防護・環境・利用が調和した海岸づくりを目指すもの。今回、気候変動の影響に対する防護の観点から議論が始まると思うが、防護に加えて環境・利用も総合的にこの委員会で議論する方向性に賛同する。	基本的な考え方として共有	
全沿岸	⑥計画の変更にあたり、防護・環境・利用のバランスを取ることは重要であり難しい点であるが、今後の委員会で、引き続き議論していきたい。	基本的な考え方として共有	
全沿岸	⑦気候変動により砂浜も影響を受ける。この点も海岸環境の整備及び保全に係わってくるのではないかと。	1-3-1(2) 海岸の防護に係る課題	本文の追記
全沿岸	⑧気候変動を踏まえた将来の海岸保全を議論する上で、平均海面の上昇に伴い砂浜の汀線や海岸線が将来どうなっていくのか、強大化する台風による高波・高潮に対する防護レベルが将来にわたって十分保たれるのか、という視点が重要と考える。この委員会の中では、利用・環境に配慮した形で将来の安全・安心、我々の豊かな暮らしを守っていく議論をしていく必要がある。		
全沿岸	⑨砂浜については、海面水位の上昇による汀線、海浜形状の変化を踏まえた侵食対策など防護の観点の要素もあり、高潮対策、津波対策、侵食対策を総合的に考えていく必要がある。		
全沿岸	⑩例えば気候変動による砂浜の減少、浸水の危険性の増加など、対策しない場合のリスクを示した資料があると、気候変動への適応策重要性の議論が県民の皆さんに伝わりやすいのではないかと	今後、気候変動を考慮した施設整備計画を検討する上での課題とする	

1. 第1回委員会（全沿岸）の意見と対応

■第1回委員会における意見と対応（①）

沿岸	意見内容	該当項目	対応
全沿岸	①海岸保全基本計画の変更にあたっては、防護だけでなく環境・利用もあわせて議論する必要がある。藻場の形成につながる緩傾斜護岸の整備など、環境にも配慮してほしい。漁業者にも様々な意見があるので、それを汲み取る機会を設けて欲しい。	3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	本文の追記

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更前）

記載なし

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

<生物の生息環境創出のための施策>

大阪湾沿岸では、湾奥部を中心に埋立てや水質汚濁が進み環境悪化を招いてきたが、近年では「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下「瀬戸内法」）に基づく様々な対策が実施され、人工海浜の整備をはじめ、生態系や水質浄化にも配慮した施設の整備を進めてきたことから、水質は大きく改善されてきた。

その一方、栄養塩濃度が低下しており、養殖ノリの色落ちや漁船漁業の漁獲量減少も著しく、海の生産力そのものが低下していることが危惧されている。このことから、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、2015年10月、瀬戸内法が37年ぶりに大幅改正された。

今後、瀬戸内法の理念である「豊かな海」の実現を目指し、漁業者をはじめとした関係者の意見を積極的に取入れ、藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出に寄与した海岸環境づくりに配慮し、護岸等の整備及び補修・更新時には、藻場や浅場を形成する緩傾斜護岸の設置や、多様な生物の生息場を創出する機能を施設へ付加するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりに努めていく。

1. 第1回委員会（全沿岸）の意見と対応

■第1回委員会における意見と対応（②）

沿岸	意見内容	該当項目	対応
全沿岸	②気候変動によって県民が利用する海岸がどのように変化するかを見た上で、対応を今後議論していくことが必要。	1-3-1(2) 海岸の防護に係る課題	本文の追記

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更前）

（2） 海岸の防護に係る課題

大阪湾沿岸は、歴史的にも早期から埋立造成が進められ、それにあわせて海岸保全施設の整備が進められてきた。過去の台風などの災害を受けて、順次、改良・更新が進められてきたことから、今日、高潮や浸水による被害は激減した。

しかし、平成30年9月に発生した台風第21号の影響により、大阪湾において顕著な高潮が発生し、神戸や阪神間で浸水被害等が発生した。

大阪湾沿岸の背後地は、港湾施設や人口・資産が集中した都市域を控えていることから、発生頻度が高い高潮や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波等により災害が起こると、人命を含め多大な被害が想定されている。したがって、今後も防災・減災対策を講じる必要がある。

現在、海岸保全施設の多くが一定水準で整備が概成しているものの、近年の台風等を踏まえた天端高不足や老朽化等により整備の必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な区間があり、これらの区間の整備が重要な課題となっている。

また、護岸などの構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

（2） 海岸の防護に係る課題

大阪湾沿岸は、歴史的にも早期から埋立造成が進められ、それにあわせて海岸保全施設の整備が進められてきた。過去の台風などの災害を受けて、順次、改良・更新が進められてきたことから、今日、高潮や浸水による被害は激減した。

しかし、平成30年9月に発生した台風第21号の影響により、大阪湾において顕著な高潮が発生し、神戸や阪神間で浸水被害等が発生した。

大阪湾沿岸の背後地は、港湾施設や人口・資産が集中した都市域を控えていることから、発生頻度が高い高潮や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波等により災害が起こると、人命を含め多大な被害が想定されている。したがって、今後も防災・減災対策を講じる必要がある。

現在、海岸保全施設の多くが一定水準で整備が概成しているものの、**将来的な平均海面水位の上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対する天端高不足や、老朽化等により整備の必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な区間があり、これらの区間の整備が重要な課題となっている。**

また、護岸などの構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。**砂浜海岸では気候変動による砂浜の減少などの影響が想定され、砂浜の変動をモニタリングしながら長期的な保全対策を検討する必要がある。**

1. 第1回委員会（全沿岸）の意見と対応

■第1回委員会における意見と対応（⑦⑧⑨）

沿岸	意見内容	該当項目	対応
全沿岸	<p>⑦気候変動により砂浜も影響を受ける。この点も海岸環境の整備及び保全に係わってくるのではないかと。</p> <p>⑧気候変動を踏まえた将来の海岸保全を議論する上で、平均海面の上昇に伴い砂浜の汀線や海岸線が将来どうなっていくのか、強化する台風による高波・高潮に対する防護レベルが将来にわたって十分保たれるのか、という視点が重要と考える。この委員会の中では、利用・環境に配慮した形で将来の安全・安心、我々の豊かな暮らしを守っていく議論をしていく必要がある。</p> <p>⑨砂浜については、海面水位の上昇による汀線、海浜形状の変化を踏まえた侵食対策など防護の観点の要素もあり、高潮対策、津波対策、侵食対策を総合的に考えていく必要がある。</p>	1-3-1(2) 海岸の防護に係る課題	本文の追記

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更前）

（2） 海岸の防護に係る課題

大阪湾沿岸は、歴史的にも早期から埋立造成が進められ、それにあわせて海岸保全施設の整備が進められてきた。過去の台風などの災害を受けて、順次、改良・更新が進められてきたことから、今日、高潮や浸水による被害は激減した。

しかし、平成30年9月に発生した台風第21号の影響により、大阪湾において顕著な高潮が発生し、神戸や阪神間で浸水被害等が発生した。

大阪湾沿岸の背後地は、港湾施設や人口・資産が集中した都市域を控えていることから、発生頻度が高い高潮や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波等により災害が起こると、人命を含め多大な被害が想定されている。したがって、今後も防災・減災対策を講じる必要がある。

現在、海岸保全施設の多くが一定水準で整備が概成しているものの、近年の台風等を踏まえた天端高不足や老朽化等により整備が必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な区間があり、これらの区間の整備が重要な課題となっている。

また、護岸などの構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

（2） 海岸の防護に係る課題

大阪湾沿岸は、歴史的にも早期から埋立造成が進められ、それにあわせて海岸保全施設の整備が進められてきた。過去の台風などの災害を受けて、順次、改良・更新が進められてきたことから、今日、高潮や浸水による被害は激減した。

しかし、平成30年9月に発生した台風第21号の影響により、大阪湾において顕著な高潮が発生し、神戸や阪神間で浸水被害等が発生した。

大阪湾沿岸の背後地は、港湾施設や人口・資産が集中した都市域を控えていることから、発生頻度が高い高潮や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波等により災害が起こると、人命を含め多大な被害が想定されている。したがって、今後も防災・減災対策を講じる必要がある。

現在、海岸保全施設の多くが一定水準で整備が概成しているものの、**将来的な平均海面水位の上昇や台風の強化等の気候変動の影響に対する天端高不足や、老朽化等により整備が必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な区間があり、これらの区間の整備が重要な課題となっている。**

また、護岸などの構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。**砂浜海岸では気候変動による砂浜の減少などの影響が想定され、砂浜の変動をモニタリングしながら長期的な保全対策を検討する必要がある。**

2. 第2回委員会（大阪湾・但馬沿岸）の意見と対応

■令和7年8月21日 第2回兵庫県海岸保全基本計画変更検討委員会を開催

■大阪湾沿岸および但馬沿岸を対象として海岸保全基本計画の変更素案について審議

沿岸	意見内容	該当項目	対応
大阪湾 但馬	①気候変動の予測において、現実的には2°C上昇を超える可能性があるとの議論もある。2°C上昇を上回った場合でも対応出来るよう検討されているのか。	2-2 防護の目標を達成するための施策	委員会にて兵庫県の考え方を説明
大阪湾 但馬	②かつての防潮堤の波返し形状は湾曲しているものが多かったが、近年の防潮堤は垂直なものが多いのではないか。波返し湾曲している方が、波が低減出来ると思われる。また、土砂の堆積による海底面の変化や、沖合の防波堤・埋立地の整備による波浪の変化もある。これらのことを考慮して対策を検討してほしい。	第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	委員会にて兵庫県の考え方を説明
大阪湾 但馬	③本検討委員会は基本計画の変更に関するものであるため、施設整備に関する検討は今後の整備計画等における課題となる。今回の基本計画変更でも記載しているとおり、地形変化等のモニタリングは重要である。		
但馬	④但馬沿岸は日本海側であり、大阪湾沿岸で追記された環境配慮に関する事項は関係無いとの説明があったが、但馬沿岸でも環境配慮は重要ではないか。	3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策	委員会にて兵庫県の考え方を説明
大阪湾 但馬	⑤将来に向けて多段的な対策を実施することは重要であるが、そういった対策がそぐわない施設もあると思われる。例えば水門は、ゲートなどの上部の構造は改良・更新出来るが、基礎部分の対策は難しいため、設計段階で将来を想定した設計にする必要がある。そういったことが読み取れるような記載を検討されてはどうか。	今後、気候変動を考慮した施設整備計画を検討する上での課題とする	
大阪湾 但馬	⑥県内の各沿岸での整合を図る観点から検討された結果であり問題無いと思われる。気候変動予測には不確実性があるため、気候変動の状況についてモニタリングを実施しながら対応していくということに、引き続きご留意いただきたい。	基本的な考え方として共有	
大阪湾	⑦大阪湾沿岸の基本計画は、大阪港湾局と共同で作成するものであるが、大阪港湾局と兵庫県とで基本的な計算モデルや検討条件は整合させているとのことでの良いか。	基本的なモデル・計算条件は整合	
大阪湾	⑧瀬戸内法に関する追記に関し、気候変動への影響で懸念されることとして、水温の上昇による魚種や海藻・海草への影響も挙げられるのでは。大阪との調整もあるため、事務局の方で検討をお願いしたい。	今後、モニタリング項目を調整する上での検討課題とする	

2. 第2回委員会（大阪湾・但馬沿岸）の意見と対応

■第2回委員会における意見と対応（①）

沿岸	意見内容	該当項目	対応
大阪湾 但馬	①気候変動の予測において、現実的には2°C上昇を超える可能性があるとの議論もある。2°C上昇を上回った場合でも対応出来るよう検討されているのか。	2-2 防護の目標を達成するための施策	委員会にて兵庫県の考え方を説明

大阪沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

海岸保全施設の整備は、未整備区間の整備促進、防潮堤の嵩上げ・改良や耐震強化対策を実施するほか、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対しては、数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波と、これを超える最大クラスの津波の2つのレベルの津波に対して必要な対策を講じることとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命・財産の防護のための対策を進めることとし、防潮堤等で、津波の越流を防ぐなど「防災」機能を備えた施設整備を計画的に進める。

比較的発生頻度の高い津波を超える最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先に、津波が防潮堤を越流した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」機能を付加するものとする。

また、高潮に対しては、激甚化する台風等を考慮した必要高の見直しや計画的・重点的な高潮対策を実施することとする。

海岸の防護にあたっては、気候変動を踏まえた必要高を2100年時点の2°C上昇シナリオにて設定するが、確信度の高い予測結果をもとに、ソフト対策も組み合わせた段階的かつ複合的な対策を検討する。また、気候変動に関するモニタリング結果や、気候変動に係る新たな知見、最新の予測結果を用いて、適宜、対応策を検討していくものとする。

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

素案からの変更なし

あくまでも2°C上昇で計画しているが、気候変動の状況をモニタリングしながら対応を検討

2. 第2回委員会（大阪湾・但馬沿岸）の意見と対応

■第2回委員会における意見と対応（②③）

沿岸	意見内容	該当項目	対応
大阪湾 但馬	<p>②かつての防潮堤の波返し形状は湾曲しているものが多かったが、近年の防潮堤は垂直なものが多いのではないかと。波返しが湾曲している方が、波が低減出来ると思われる。また、土砂の堆積による海底面の変化や、沖合の防波堤・埋立地の整備による波浪の変化もある。これらのことを考慮して対策を検討してほしい。</p> <p>③本検討委員会は基本計画の変更に関するものであるため、施設整備に関する検討は今後の整備計画等における課題となる。今回の基本計画変更でも記載しているとおり、地形変化等のモニタリングは重要である。</p>	第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	委員会にて兵庫県の考え方を説明

大阪沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項

（1）定期的なモニタリングと今後の調査研究

関係機関と連携した気候変動による気象・海象や環境の変化に関するモニタリングや、技術の進歩により明らかになっている新しい知見、技術について、最新の成果を導入できるよう調査・研究およびその体制づくりを検討していくことが重要であり、以下の点に留意する。

- ① 多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備や、自然エネルギーの活用、アマモ場の防護効果などの調査・研究について、専門の研究機関や学識経験者との連携を図りながら進める。
- ② 関係機関によるモニタリング等の情報を収集し、気候変動等に伴う藻場、砂浜等の変化を把握する。また、多様な生物及び生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史的資源等の調査・研究について、他の関係機関との連携により、情報の共有化および調査の充実を図る。
- ③ 気候変動にともなう気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇が懸念されるため、今後の調査研究の進展などについての情報収集に努める。
- ④ 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への対応のため、費用の軽減や平準化を図りつつ所定の機能を確保するために、適切な維持及び修繕に関する最新の調査研究などについての情報収集に努める。

なお、今後の調査研究の進展にあわせ、環境面や利用面で配慮すべき目標値などについても検討していく。

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

素案からの変更なし

施設の設計にあたっては、既存の施設および現状の地形等も把握した上で検討

2. 第2回委員会（大阪湾・但馬沿岸）の意見と対応

■第2回委員会における意見と対応（④）

沿岸	意見内容	該当項目	対応
但馬	④但馬沿岸は日本海側であり、大阪湾沿岸で追記された環境配慮に関する事項は関係無いとの説明があったが、但馬沿岸でも環境配慮は重要ではないか。	3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策	委員会にて兵庫県の考え方を説明

但馬沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

但馬沿岸海岸保全基本計画（変更素案）

3-1. 海岸環境の整備及び保全のための施策

<沿岸域の生態系の保全・保護>

但馬沿岸では、日本海特有の豊かで多様な海洋生物相や海辺や海中の生態系、緑を背景とした優れた海岸景観など、豊かな自然環境が広範囲に存在している。こうした豊かな自然環境はこわれやすく、その回復には長期の時間を要し、景観の復元は困難となることが多い。このため、生命の源となる水と緑、生物の生息環境である磯場や岩場、景観など、現状の維持や保護・保全、及び回復が、貴重な植生や生物の保全のみならず、漁業資源（海産物）の維持・回復も含めた環境づくりの基本であることを考慮していく必要がある。

これらの環境は、但馬沿岸での生活はもとより、漁業や観光、レクリエーションなどの主要産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを供与する存在として重要であることから、環境の創出及び回復を含めた環境保全に努めていくものとする。特に、藻場や海岸林、磯場・岩場の保全や再生は、水産資源を守り育て、漁場環境の保全と栽培漁業にも有効であることから、地域住民の協力を得つつ、観光客など来訪者のマナー啓発を含めた積極的な保全対策に努める必要がある。

また、突発的な油流出事故といった環境災害への対応をはじめ、海岸環境の情報収集・整理・分析・公開などの定期的な実施による、但馬沿岸の環境情報の共有化と、これを将来にわたり継続して管理し、守り育てていく必要がある。このため、地域住民が参加しやすいシステムづくりや環境教育の充実により、住民主体の協働体制の確立や組織づくりを行うとともに、今後の海岸整備においては、生息地として重要な砂浜などの環境調査を行うなど、生態系の保全活動を推進する必要がある。

素案からの変更なし

瀬戸内法の対象としては、但馬沿岸は対象外であるとの趣旨であった。現行の基本計画には環境に関する記載がある。

3. 第3回委員会（播磨・淡路沿岸）の意見と対応

■令和7年11月25日 第3回兵庫県海岸保全基本計画変更検討委員会を開催

■播磨沿岸および淡路沿岸を対象として海岸保全基本計画の変更素案について審議

沿岸	意見内容	該当項目	対応
播磨 淡路	①台風期朔望平均満潮位の現行計画値が記載されていない点について再確認したい。		明石地区以外の他の播磨・淡路の地区は既往最高潮位で計画されていた
淡路	②淡路沿岸は「海域生態系の保全・回復」の項目が「生物の生息環境創出のための施策」に変更されているが、播磨沿岸は「海域生態系の保全・回復」を残したまま「生物の生息環境創出のための施策」が追記されている。		現行計画の記載内容の関係で表現が若干異なるが同様の内容である
播磨 淡路	③将来の台風に関して「強化化」ではなく「強力化」との文言となっている点について確認したい。計画書の本文では「強化化」が用いられているため、文言の整合について検討すること。	計画全文	「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言の表記「強化化」に統一
播磨 淡路	④概要説明資料としては「多段的な対策」との記載のままでも構わないものの、計画本文の変更案にあるように「段階的かつ総合的な対策」の方がわかりやすいと思われる。	委員会資料 (気候変動を踏まえた計画変更のポイント等)	リバイス版にて文言の修正を実施
播磨 淡路	⑤海水温の上昇、台風の強力化により、現場では高潮増大の影響で被害が発生している。また、潮流の変化により砂が増減するところもあるため、現地の状況を把握することが重要である。	第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	委員会にて兵庫県の考え方を説明
播磨 淡路	⑥今後の施設整備を進める上でモニタリングが重要となるが、この実施方法等について計画に反映されるのか。モニタリングは長期的に実施するものであるため、海岸保全基本計画の情報とあわせて確認出来るように記載・掲載すると良い。		
播磨 淡路	⑦「施設整備の方針について」のハード対策の説明図では「段階的な嵩上げ」とだけ記載されている。これまでの議論を踏まえれば、「嵩上げ等のハード対策」などのように、少し広い意味を持たせる記載の方が良いのではないか。	委員会資料 (施設整備の方針について(報告))	リバイス版にて文言の修正を実施



兵庫県